

# 中小企業・小規模企業 経営後継者向け ゼミナール受講者を募集



9月13日(金)・20日(金)・27日(金)

経営の全体像と現状を把握し、経営戦略と行動目標を策定します

地域企業の後継者・次世代トップリーダーが信頼される経営者・経営幹部へと成長することを支援するため、中小企業基盤整備機構と共催で事業承継・後継者育成ゼミナール(全3日間)を開催します。

**ゼミナールのねらい**

- ・ 自社の経営理念・経営ビジョンや内部・外部環境など経営の全体像と現状を把握します。
- ・ 自社の経営革新を実現するための経営戦略と今後の自身の行動目標を策定し、将来につなぐ自社の事業について考えます。

**期日・時間・場所など**

**1日目**  
期日 9月13日(金)  
時間 午前9時10分～午後4時30分

**2日目**  
期日 9月20日(金)  
時間 午前9時30分～午後4時30分

**3日目**  
期日 9月27日(金)  
時間 午前9時30分～午後4時40分  
場所 桐生商工会議所(錦町三丁目)

対象 中小企業・小規模企業の経営後継者、経営後継者候補、経営幹部、管理者(経営コンサルタントなどの中小企業支援に関する事業を営む人、中小企業診断士・税理士・公認会計士などの中小企業支援に関する資格を有する人、教育・研修事業者の人は受講をお断りする場合があります)

募集人数 15人(先着順)  
費用 2万8000円(税込)

**申し込み**  
6月10日(月)から、所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ、ファクシミリ(042・590・2685)または郵送で中小企業大学校東京校企業研修課(〒207・8515 東京都東大和市桜が丘2・137・5)に提出してください。

申込用紙は中小企業大学校東京校ホームページのほか、市役所3階の産業政策課、桐生商工会議所および桐生信用金庫にあります。

問い合わせは、産業政策課 産業政策係(☎内線582)へ。

## 国民年金保険料

### 納め忘れはありませんか

いざというときのために納めましょう

保険料を未納のままにしていると、将来受ける年金額の減額や、年金が受け取れなくなる場合があるほか、障害年金や遺族年金が受けられなくなる場合があります。

通常の振替日は翌月末ですが、当月末振替の「早割」にすることで1か月当たりの保険料が50円割引になります。

一度手続きをすれば、毎月保険料が指定の預金口座から自動的に引き落とされます。

年金相談窓口を開設しています

ら定期的に引き落とされるので、納め忘れがなくなります。また、6か月・1年・2年分をまとめて前納するとさらにお得です。

場所 桐生年金事務所

時間 毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は火曜日)は午後7時まで。第2土曜日は午前9時30分から午後4時まで。

問い合わせは、市民課年金係(☎内線273)または桐生年金事務所(☎44231)へ。

### 年金受給者が所在不明となつた場合には届け出を

年金の受給者が所在不明となつて1か月以上経過した場合、世帯員(住民票上の世帯が同一の人)は所在不明である旨を桐生年金事務所に届け出をする必要があります。

生存の事実が確認できない場合は、年金の支払いが一時

的に止まります。

また、所在が明らかになつた時は、年金の支給再開の手続きが必要です。

問い合わせは、市民課年金係(☎内線273)または桐生年金事務所(☎44231)へ。

# 介護保険施設サービス利用時の 食費・居住費を軽減します



なお、負担段階の判定に用いる収入には、合計所得金額と課税年金収入額の合計額のほかに、非課税年金収入額も含まれます。

## 認定証を交付します

対象となる人には「介護保険負担限度額認定証」を交付しますので申請をしてください。

申請日 7月2日（火）から  
申請場所 市役所1階の長寿支援課または新里・黒保根支所市民生活課

介護保険で施設サービスや短期入所サービスを利用する際の食費や居住費は自己負担ですが、次の要件を全て満たす人は、負担限度額まで自己負担が軽減されます。

- ①世帯全員が市民税非課税である
- ②施設入所などで世帯分離をしている配偶者（内縁関係の人を含む）も市民税非課税である
- ③本人および配偶者（内縁関係の人を含む）が所有する預貯金などの資産の合計金額が、2000万円以下（配偶者がいない人は、1000万円以下）である

## 更新手続きが必要です

すでに介護保険負担限度額認定証を交付されている人は、7月31日が有効期限ですので、更新の手続きが必要です。

更新対象の人には、7月上旬までに更新申請書類を郵送します。

要件に該当する人は、申請書・同意書に必要事項を記入し、必要書類を持参のうえ、8月30日（金）までに市役所1階の長寿支援課または新里・黒保根支所市民生活課で手続きをしてください。

問い合わせは、長寿支援課 介護管理給付係（☎内線3905392）へ。

## 高齢重度障害者・心身障害者 福祉医療費受給者証を 郵送します

高齢重度障害者・心身障害者の福祉医療費受給者証の有効期限は7月31日までです。

### 更新手続きが不要になります

今年から更新の手続きを廃止して、対象者あてに受給者証を郵送します。

ただし、所得申告が済んでない人には郵送できませんので、済みましたら医療保険課までご連絡ください。

問い合わせは、医療保険課医療助成係（☎内線257・272）へ。

## 後期高齢者医療被保険者証 国民健康保険高齢受給者証

### 7月中旬に郵送します

後期高齢者医療被保険者証と、国民健康保険高齢受給者証（国民健康保険の70歳から74歳までの人）について引き

続き対象となる人には、それぞれ新しい有効期限のものを

毎年7月中旬に郵送しています。

通常、後期高齢者医療被保険者証は被保険者ごと、国民健康保険高齢受給者証は世帯ごとに普通郵便で郵送してい

ますが、希望する人には簡易書留での郵送をしています。簡易書留での郵送を希望する人は、6月3日（月）から28日（金）までの間（土・日曜日は除く）に、電話で申請してください。申請は、毎年必要ですので、ご注意ください。

問い合わせは、後期高齢者医療被保険者証が医療保険課医療助成係（☎内線272）、国民健康保険高齢受給者証が医療保険課国保係（☎内線258）へ。



## 小学校4年生～6年生対象

# 小学生の消防署体験入署

消防車の放水体験やはしご車の乗車体験のほか、防火服の着装体験などを行う予定です。

期日 7月24日(水) ※雨天開催(警報発令時は中止)  
時間 午前9時～午後3時30分

場所 消防本部  
対象 市内とみどり市の小学校4年生から6年生まで  
募集人数 40人(抽せん)

## 小学校6年生対象

# 動物園一日飼育員

動物の観察や動物舎の清掃、飼料調理などの飼育作業を体験します。

期日 8月1日(木)  
時間 午前9時～午後3時  
場所 桐生が岡動物園



申し込みはがきに①消防署体験入署希望②住所・氏名(ふりがな)・年齢・性別③学校名・学年④保護者氏名、電話番号を記入し、6月7日(金)から21日(金)まで(当日消印有効)に桐生消防署予防担当(〒376・0027元宿町13・38)へ。※応募は、はがき1枚につき1人  
問い合わせ 桐生消防署予防担当(☎471705)

対象 市内の小学校6年生  
募集人数 42人(抽せん)  
申し込み 往復はがきで6月21日(金)まで(当日消印有効)に桐生が岡動物園(〒376・0056宮本町三丁目8・13)へ。往信裏面には「一日飼育員申し込み」、①学校名②学年・組③氏名(ふりがな)④性別⑤住所⑥電話番号⑦保護者氏名を記入してください。※応募は、はがき1枚につき1人  
問い合わせ 桐生が岡動物園(☎224442)

# 不妊・不育症治療費の一部を助成

対象となる人は、法律上の婚姻関係にあり、医療保険に加入し、申請日に市税の滞納がなく、一年以上前から継続して市内に居住する人です。  
治療期間 4月1日～令和2年3月31日

不妊治療費助成金 保険診療一部負担金と保険適用外医療

対象となる人は、法律上の婚姻関係にあり、医療保険に加入し、申請日に市税の滞納がなく、一年以上前から継続して市内に居住する人です。  
治療期間 4月1日～令和2年3月31日

不妊治療費助成金 保険診療一部負担金と保険適用外医療

療一部負担金と保険適用外医療費の2分の1で、上限20万円。申請は、同じ年度内で1回、通算5回まで。

申し込み 申請書を直接保健福祉会館(末広町)1階の健康づくり課または新里・黒保根保健センターへ。申請用紙は、健康づくり課または新里・黒保根保健センターのほか、市ホームページにもあります。

問い合わせ 健康づくり課母子保健係(☎471152)

# 車椅子対応の証明写真機を設置



市役所1階に設置の証明写真機を車椅子対応の機種に入れ替えました。入口に段差などがなく、椅子は可動式で片手で簡単にスライドでき、車椅子のままでも利用できます。

パスポートなどの証明写真撮影のほか、

個人番号(マイナンバー)カードの申請機能も付いていますので、個人番号カード交付申請書を持参すれば、写真を撮影するだけで交付申請までの全ての手続きを完了することができます。

設置場所 市役所1階の市民課横

利用時間 月曜日から金曜日までは午前8時30分から午後6時30分まで、市民課日曜窓口開設日は午前9時から午後4時まで ※祝日は利用できません。

費用 700円(肌補正機能を利用の場合は800円)

※写真の背景は青色のみです。ビザ申請などで背景色に指定がある場合はご注意ください。

問い合わせ 総務課庶務担当(☎内線534)

# インクカートリッジを回収します

民間のリサイクル業者と提携し、インクカートリッジの回収を行っています。回収後は、新たなリサイクルインクに生まれ変わります。ごみとして焼却するよりも二酸化炭素の発生を抑制でき、地球環境に貢献できます。

回収対象 プリンター用のインクカートリッジで、製造者は問いません

回収場所 市役所2階の環境課、新里・黒保根支所、各公民館

問い合わせ 環境課ごみ減量係(☎内線452・453)